川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出 川崎市長福田紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように 改正する。

第13条第1項第19号中「別表第2港湾環境整備施設等使用料」の次に「又は港湾環境整備施設等利用料」を加える。

第13条の2第1項中「第3条第1項」を「第3条各項」に改め、同条第3項中「(ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額)」を「(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。)及び第5号については、当該各号により算出して得た額)」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

## (5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第13条、第13条の2関係)」に、「港湾環境整備施設等使用料」を「港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整

備施設等利用料」に改め、同表備考第3項中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「規定使用料」の次に「又は規定利用料」を加え、同表備考第4項中「設備使用料」の次に「又は設備利用料」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 参考資料

制定要旨

港湾環境整備施設及びその設備に利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。